

若桜町監査告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年9月30日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

同 山本 安雄

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和2年9月28日(月)
- 2 実施場所 わかさ温水プール、たくみの館、若桜町公民館池田分館、若桜町公民館会議室
- 3 監査の方法と範囲 教育委員会事務局の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) わかさ温水プール
現金の管理、保管方法等について
その他
 - (2) たくみの館
所蔵品等の管理、保管方法等について
その他
 - (3) 若桜町公民館池田分館
施設管理、備品の管理等について
その他
 - (4) 教育委員会事務局の事務事業
伝統的建造物群保存地区選定事業の現状等について
住宅新築資金貸付事業に係る滞納整理状況、現状等について
その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 上記3(1)～(3)について、現金取扱事務、所蔵品等の管理・保管方法、施設管理、備品の管理等は適正に行われているか。
 - (2) 上記3(4)について、事業の進捗状況は妥当か、所管する工事や事業の進ちよく状況は妥当か、滞納整理について努力が

払われているか。

5 監査の結果

- (1) 温水プールにおける現金の管理について、現金出納簿による日々の管理がされておらず、記録整理が不十分であった。また、手持現金のうち硬貨が不足するような場合は職員による両替が慣例となっている事例や、未使用の回数券について在庫数が明らかでないなどの事例が見受けられた。

現金や金券の管理については、それが公金管理上の重大な問題につながる恐れがあることから監査の際に重要視しているところであるが、公金の取り扱いに関する意識や認識が乏しいことが危惧される。不正行為や事件につながることもなりかねないため、担当職員だけに任せず、複数職員の確認を経るなど、現金管理のリスク回避の体制を構築していただくことを望む。

- (2) たくみの館における所蔵品等の管理、保管方法等について、部分的には台帳が整備されているものの、現品と台帳との照合、確認ができない状態にある。所蔵品等を把握するためにも台帳登載は有効であるため、再度点検されたい。また保管場所も、湿度や防虫、火災面などに対応されているとは言い難い。現在の管理状況を把握し整理するとともに、今後の適正な取り扱い及び管理体制の改善に努められたい。

また、現金の管理については上記5(1)と同様に、現金管理のリスク回避の体制を構築していただくことを望む。

- (3) 若桜町公民館池田分館については、施設が老朽化していることもあるが、施設内の照明が全体的に暗く、また照明器具のカバーが外され配線がむき出しになったまま相当の年数が経過していると思われるものが見受けられた。利用実績は少ないとのことであるが、住民が快適に利用できるよう配慮、検討されたい。

備品の管理等については指摘事項なし。

- (4) 伝統的建造物群保存地区選定事業については、町民の機運の醸成を図るとともに、引き続き事業の周知と地区選定に向けた活動に努めていただきたい。さらに、にぎわいのある町づくりにつながるよう、観光、移住定住、防災・防犯などの様々な観点から全庁が一体となって取り組む協力体制を構築されたい。

住宅新築資金等貸付事業については、10年以上の長期にわたり進展がないなどの事例もある。相続人、連帯保証人の現状を正確に把握し交渉に努めるなど、債権管理の見直しも図られたい。

その他、所管に関することについては、特に指摘事項なし。

以上